銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第一項第十六号及び第三十四条の十六第三項第十六号

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の五第一項第十六号及び第五条の六第三項第十六号

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十四条第四項第十六号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第四条第四項第十六号

五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第一項第十五号及び第二百十条の七第二項第十五号

附　則

この府令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○内閣府令第六十六号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令（平成十九年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成二十九年九月三十日」を「法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の七第二項中「郵便事業株式会社の営業所であって郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む」を「日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

2　この府令の施行前に郵便事業株式会社の営業所であって郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出された第二条の規定による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第六十一条の七第二項の報告書は、第二条の規定による改正後の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項に規定する日本郵便株式会社の営業所に差し出された報告書とみなす。

○内閣府令第六十七号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八十九条の六の規定に基づき、簡易郵便局法第四条第一項に規定する受託者の銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

簡易郵便局法第四条第一項に規定する受託者の銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出に関する内閣府令

郵政民営化法第八十九条の六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の三十二第一項第三号に掲げる事項

二　銀行法施行規則第三十四条の三十三第一項第三号に掲げる事項

附　則

この府令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○内閣府令第六十八号

消費者安全法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、消費者安全法の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者安全法の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（消費者安全法施行規則の一部改正）

第一条　消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「法第十八条第四項」を「法第四十一条第四項」に改め、同条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（申出）

第十条　法第二十八条第一項の申出は、消費者安全調査委員会の定める様式による申出書を提出して行うものとする。

2　法第二十八条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申出者の氏名、住所、電話番号その他の連絡先

二　申出者と当該申出に係る生命身体事故等の被害者との関係（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）